

# 文化関係資料のアーカイブの構築に関する調査研究委託実施要項

平成23年2月16日

平成26年12月26日

平成27年7月21日

平成27年12月25日 改正

文化庁次長決定

## 1. 趣 旨

歴史的・文化的価値のある我が国の貴重な文化関係資料が散逸・消失することのないよう、アーカイブの構築に向けた資料の保存及び活用を図るための望ましい仕組みの在り方について調査研究を行う。

## 2. 委託業務の内容

- (1) 文化関係資料のアーカイブについて、各分野の特性に応じた収集・保存・活用全般にわたる事項について調査研究を行うとともに、普及・啓発のためのシンポジウムを開催する。
- (2) テレビ・ラジオ番組の脚本・台本（主に1980年代以前のもの）、写真フィルム（主に1945年から1970年頃までに、物故写真家により撮影されたもの）、音楽関係資料（主に1945年以前に我が国で出版された楽譜）の各分野について、目録の作成を行うとともに、目録や資料のデジタル化を実施する。また、目録や資料の公開に係る課題と具体的方策について、調査研究を行う。
- (3) デザイン分野（グラフィック、ファッション、プロダクト等）のモデル分野における中核拠点の形成を図るため、当該分野のネットワーク化を推進することにより、分野全体のアーカイブの構築・運営や共同利用の促進等を行う。

## 3. 業務の委託先

### (1) 2. (1) について

文化関係資料の収集・保存・活用に係る方法や技術的な課題に精通するとともに、国内外の関係団体、関係者等との連絡調整が可能な団体とする。

### (2) 2. (2) について

放送文化、写真、音楽の分野における資料の収集・保存・活用に係る方法や技術的な課題に精通するとともに、国内外の関係団体、関係者等との連絡調整が可能な団体とする。

### (3) 2. (3) について

デザイン分野における資料の収集・保存・活用に係る方法や技術的な課題に精通するとともに、国内外の関係団体、関係者等との連絡調整が可能な団体とする。

## 4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までとする。

## 5. 委託手続

- (1) 団体が業務の委託を受けようとするときは、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体に対し業務を委託し、委託契約を締結する。

## 6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（賃金・諸謝金・旅費・借損料・消耗品費（図書購入費）・会議費・通信運搬費・雑役務費・消費税相当額・一般管理費・再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、委託を受けた団体が契約の定めに違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。
- (3) 委託経費の支払は、原則として精算払いとする。ただし文化庁が必要と認めた場合に限り、全部又は一部を概算払いすることができる。

## 7. 業務完了の報告

団体は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、文化庁の定める様式により、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日を経過した日又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

## 8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 9. その他

- (1) 文化庁は、団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、

必要な是正措置を講ずるよう求める。

- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。